

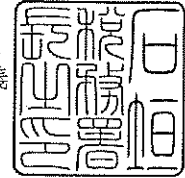
納税地	907-0013 石垣市浜崎町3丁目4
法人名等	石垣市港湾事業特別会計
代表者又は 清算人氏名	石垣市長 中山 義隆 殿

石調 第 5792 号

令和 5 年 12 月 26 日

石垣 税務署長
財務事務官

又吉 立義



消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税に係る加算税を賦課決定します。

課税期間	区分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額	
令和 2 年 4 月 1 日 至令和 3 年 3 月 31 日 ()	過少申告 加算税	賦課決定額	19,600,000	
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	2,851,500	
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額		
令和 3 年 4 月 1 日 至令和 4 年 3 月 31 日 ()	過少申告 加算税	賦課決定額	33,110,000	
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	4,941,500	
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額		
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額		

(処分の理由)
貴法人が令和 5 年 12 月 26 日に提出した上記課税期間の修正申告書(当初申告は期限内申告書)により納付すべきこととなる消費税及び地方消費税額 19,605,000 円及び 33,112,700 円を基礎として国税通則法第 65 条の規定により計算した上記の過少申告加算税を賦課決定しました。
なお、当該修正申告書の提出は、更正があることを予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告前の税額の計算の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

- 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により令和 6 年 1 月 26 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
なお、納付すべき加算税の額が 2 課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれの納付書を使用してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、-----国税局の職員の調査に基づいて行いました。